

## 役員給与 ～定期同額給与の改正～

### □平成18年度税制改正

平成18年度の税制改正において、役員給与に関する大幅な改正が行われました。その改正により、平成18年4月1日以降に開始する事業年度について、役員に対する給与（退職給与、使用人兼務役員に対する使用人分給与等は除きます）について、損金算入ができるのは、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与で一定のもの、に限定されることになりました。

このうち、定期同額給与とは、「支給時期が一月以下の、一定の期間ごとで、その支給時期における支給額が同額である給与」とされています。

### □平成19年度税制改正

平成19年度の税制改正において、定期同額給与について、事業年度の途中で改定が行われた場合の取り扱いの改正、明確化が行われました。

ここでは、事業年度の途中で役員給与の改定が行われた場合であっても、定期同額給与として損金の額に算入できる場合について、みていくことにしましょう。

### □給与改定

定期給与で、次に掲げる給与改定がされた場合において、給与改定前の各支給時期の金額が同額で、かつ、給与改定後の各支給時期の金額が同額であるものは、定期同額給与に該当するものとして、損金算入が認められます。

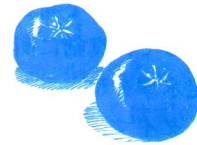
①その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定

なお、定期給与の額の改定が、3月を経過する日後にされる場合であっても、その改定に特別な事情があると認められるときは、継続して毎年所定の時期にされるものに限り認められます。

②その事業年度において、役員職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更そ



○商品に添えて客にあげる品、景品のことを「おまけ」といいます。まけは勝ち負けの負けです。「負け」がどうして景品を意味するかというと、景品を値引きして売ること負けるといいます。客の値引き交渉に屈して客に従うこと、つまり負けです。景品は見方によれば、値引きをする代わりに付けたもの。景品を付けることは値引きと同じというわけです。



の他これらに類するやむを得ない事情（臨時改定事由）によりされたその役員に係る改定

事業年度の途中で、代表取締役社長が急逝し、取締役が新たに代表取締役社長に就任したことにより、増額改定するような場合が、これに該当することになります。

③その事業年度において、経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）によりされた改定

ただし、この場合は、減額改定に限られ、増額改定は認められません。

### □一定期間の減額

最近では、企業の不祥事が明らかになると、役員責任を明らかにするため、一定期間の役員報酬を減額する事例が多く見られます。

このように一定期間の役員報酬の減額が行われると、形式的には定期同額給与の要件に該当しないこととなりますが、その減額理由が、企業秩序を維持して円滑な企業運営を図るため、あるいはその会社の社会的評価への悪影響を避けるためにやむを得ず行われたものであり、かつ、その処分内容が、その役員行為に照らして社会通念上相当なものであると認められる場合には、減額期間についても定期同額給与として取り扱うことができます。